重要：必ずお読みください

補助対象

Ⅰ　燃料価格高騰長期化対策への支援（以降「燃料費補助」とする）

・バス車両を運行するために要する燃料費（軽油及びガソリン）

対象期間：令和４年４月１日～令和４年１２月２８日までに使用したもの

※消費税は対象外。軽油引取税は対象とする。

Ⅱ　物価高騰対策への支援（以降「タイヤ・オイル補助」とする）

・バス車両の維持に必要なタイヤ及びオイルの購入に要する経費

対象期間：令和４年４月１日以降に購入したもの

※購入費のみが対象。交換にかかる作業費用や整備費用は対象外。

補助上限額

Ⅰ　令和２年度に支出した燃料費（軽油及びガソリン）の３／１０以下

※令和５年１月第１週に令和４年度の軽油の平均価格を算出し、そこで正式な補助上限額が確定します。１／１０～３／１０の間で決まりますが、申請受付時はまだ補助上限額が確定していないため、最高上限の３／１０で出して頂きます。

山口県内営業所のバスの走行に係る費用が対象となります。

Ⅱ　保有車両数×３４千円

※令和４年３月３１日の山口県内の車両数になります。

申請について

まずは下記書類（実施要領に規定）をご提出ください。

Ⅰ　燃料費補助　　・様式１－１(別紙含)　・様式１－１の別添　・宣誓書

Ⅱ　タイヤ・オイル補助　・様式１－２(別紙含)　・宣誓書

Ⅰ・Ⅱ共に補助対象経費の請求・領収書等の写しの添付が必要です。

受付期間及び補助金支払い予定

補助対象で締切が異なります。

Ⅰ　燃料費補助　　申請締切：令和４年１２月２８日必着

補助金支払い時期：令和５年２月中旬以降

Ⅱ　タイヤ・オイル補助　申請締切：令和５年　１月３１日必着

補助金支払い時期：随時(※)

※県からの補助金入金状況によりお待ち頂く場合があります。令和４年度内には必ずお支払いします。

タクシー・レンタカー兼業事業者の方

本補助金はタクシーやマイクロバスレンタカー（タイヤ・オイル補助のみ）についても対象になっておりますが、それぞれの協会へ申請をお願いします。それぞれの上限額は各協会へご確認ください。